

議案第16号

富士見市立地適正化計画審議会条例の制定について  
富士見市立地適正化計画審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

立地適正化計画を策定するため、富士見市立地適正化計画審議会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

# 富士見市立地適正化計画審議会条例

## (設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画を策定するため、富士見市立地適正化計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、立地適正化計画の策定について審議し、市長に答申する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の市長の諮問に対し答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中77の項を78の項とし、47の項から76の項までを1項ずつ繰り下げ、46の項の次に次のように加える。

47	立地適正化計画審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円